

経営者のための



銀行交渉術

と

最新税務情報

第 60 号

平成 29 年 12 月 7 日 (木)

発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006

大阪府野江 4 丁目 1 番 6 号

TEL : (06) 6930-6388

■平成 29 年分年末調整のポイント■

平成 29 年分の年末調整の準備の時期となりました。改めて確認してみましょう。

1. 平成 29 年分年末調整の留意事項

(1) 給与所得控除額の改正

平成 29 年の所得税の計算において、給与収入 1,000 万円超の場合の給与所得控除額は 220 万円が上限とされています。

(2) 復興特別所得税額の計算

所得税の源泉徴収義務者は、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定の期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければなりません。

(注) 租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません。

(3) 給与支払事務所等の移転届出書に関する改正

「給与支払事務所等の移転届出書」について、移転後の給与支払事務所等の所在地の所轄税務署 長への提出が不要とされました。このため、平成 29 年 4 月 1 日以後の移転に係る当該届出書については、移転前の給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長へのみ提出すればよいことになりました。

2. 年末調整のポイント

(1) 年の中途中で退職した人

年の中途中で退職した人については、一定の場合を除き、年末調整の対象とはなりません。なお、年の中途中で退職した人のうち年末調整の対象となるのは、①死亡により退職した人、②著しい心身障害のために退職した人で、その退職の時期から本年中に再就職が不可能と認められ、かつ、退職後本年中に給与の支払を受けないこととなっている人、③12 月に支給期の到来する給与の支払いを受けた後に退職した人、④いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が 103 万円以下である人です。

(2) 別居親族の取扱い

別居している親族であっても所得者本人の扶養控除の対象とすることは可能ですが、その場合、別居している親族に対して常に生活費、療養費等の送金が行われていることなど、所得者本人と生計を一にしている必要があります。

(3) 親族等が契約者となっている生命保険契約等の保険料の取扱い

控除の対象となる生命保険料は、給与の支払を受けている人自身が締結した生命保険契約等の保険料又は掛金だけに限らず、給与の支払を受ける人以外の人が締結したもののが保険料又は掛金であっても、給与の支払を受ける人がその生命保険料を支払ったことが明らかであれば、控除の対象とすることができます。

3. 配偶者控除及び配偶者特別控除に関する改正(平成 30 年から適用)

(1) 控除額の改正

配偶者控除の額が改正され、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については、配偶者控除の適用を受けることはできないこととされました。また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下とされ、その控除額が改正されました。

(2) 配偶者に係る扶養親族等の数の改正

源泉徴収税額表の甲欄を使用して給与等に対する源泉徴収税額を求める際、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当する場合には、扶養親族等の数に 1 人を加えて計算することとされました。